

第 16 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 3 月 19 日（水）午後 1 時 30 分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔
7 番 齋藤 澄子	8 番 山口 久人	9 番 木村富士男
10 番 武藤 常雄	11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則
13 番 小林千代松	14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸
16 番 渡部 信夫	17 番 庄司 英喜	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

会長 19 番 京野 貞夫

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 30 号 会務報告について

報告第 31 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 93 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 94 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 95 号 農用地利用集積計画について

議案第 96 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 達 哲 弥

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長職務代理者（あいさつ）

改めまして皆さんこんにちは、春のお彼岸ということで何かとお忙しいところお出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、京野会長が手術後療養中のため、欠席願が提出されておりますので、喜多方市農業委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、議長を務めさせていただきます。

本日の総会には、報告 2 件、議案 4 件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、19番 京野貞夫会長であります。

また、3番 菊地善一郎委員が遅参の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、これより第16回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、11番 小林博行委員、12番 小沢勝則委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第30号 会務報告について」、「報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第30号 会務報告について

○事務局

〔1 件を朗読、説明。〕

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔36件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第30号及び報告第31号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第30号及び報告第31号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第30号及び報告第31号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、9番 木村富士男委員、No.2については、15番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農地法第3条所有権移転案件No.1について、補足説明いたします。去る3月9日の日曜日午前9時30分ごろから、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんと現地確認並びに聞き取り調査を行いました。現地確認については、今回の積雪で農地の状態はよくわかりませんでした、見える場所に行って確認を行いました。この田は1枚の田に2人の名義が入っていて。昨年までは同地区の別の方に耕作してもらっていましたが、この案件が承認されれば、〇〇〇さんが1枚として耕作するとのことでした。もともときちんと管理されていた田で、〇〇〇さんもきちんと管理をして行くとのことでしたので、周囲に悪影響を及ぼすことはない判断いたしました。以上です。

○佐藤光伸委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番佐藤です。農地法第3条所有権移転案件No.2について、補足説明いたします。去る3月12日午前9時ごろより、電話にて双方に確認いたしました。譲受人は以前よりこの農地にて農作業受委託をしており、譲渡人より売買の依頼を受けて、本議案となりました。譲受人は今後も耕作を継続して行く希望であることから、本案件に問題はないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第93号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第93号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第94号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1、No.3については、16番 渡部信夫委員、No.2につい
ては、17番 庄司英喜委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありました
ら報告を求めます。

○渡部信夫委員

〔所有権移転のNo.1、No.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番渡部です。農地法第5条の規定による農地転用の許可申請のNo.1に
ついて、報告いたします。去る3月の10日午前9時40分ごろより、申請者
の代理人である〇〇〇行政書士に立ち会いいただいた上で、庄司委員、委
員渡部、事務局より小林次長にて現地確認並びに聞き取り調査を行いまし
た。この場所も積雪のために農地の底地は見えませんでした、概ね積雪

が減っていたために境界等は目視により確認することは出来ました。申請地においては、非線引き区域、第一種住居地域であり。これまでこの農地については、作業委託によってそばを栽培しておりましたが、近年周辺に多世帯住宅が建設されて、その入居者所有の自家用車駐車場が不足しているということで、隣地の〇〇〇さんの大型車両の駐車スペースとしての利活用も協議しているということから、一体的に開発して駐車場にしたいとするものでした。なお、詳しくは付属資料の1ページ、2ページをご覧くださいと思いますが、位置的には1ページのとおりで、斜線の上部分が会津バスの駐車、転回スペースに隣接しています。右側の2ページ図については、方向が違うので横にして見て頂きたいんですけども、この2ページの図でいきますと、ページに東西南北が出ていますので、その北側についてが〇〇〇との隣接地ということになっています。今回の申請地になっているのは、この中の黒太線で示されるカギ型の部分が農地ということで、それ以外については今ほど説明がありました併用地として一体的に宅地化しよとするものです。申し上げましたように、北側は会津バスの駐車場に隣接する。それから、併用地が東側、カギ型の農地の西側は宅地、南側については細い農機具が通れないほどのいわゆる畦道、農道があります。その南については、宅地ではありますが未開発の土地になっております。したがって、周辺には農地はなく宅地に囲まれているということから、周辺の農地に支障はなく問題ないものと判断いたしました。以上です。

少し飛びますが、続きまして案件No.3について先に説明させていただきます。こちら3月の10日午前9時15分より、申請者の代理人である〇〇〇行政書士に立ち会いいただいた上で、庄司委員、委員渡部、事務局より小林次長にて現地確認並びに聞き取り調査を行いました。付属資料につきましては、5ページ、6ページをご覧ください。申請地は、第3種農地の非線引き区域、工業地域にあり、この5ページで言いますと黒塗りになっているところが申請地でありまして、この西側一帯は分筆前の譲渡人の農地が一帯的に繋がっている土地を今回分筆して、この黒塗り部分を駐車場としたいとするものです。現在は、西隣の農地と合わせると2,581㎡ありま

すが、ここの圃場にはこれまでそばを栽培して管理されていました。内ここを分筆されたその角地を494㎡、これを駐車場としたいとして転用したいとするものです。こちら先ほどと同じ様に、申請地の周辺に5ページで言いますと、この角地の東側の奥に〇〇〇云々という記載がございますが、この多世帯入居型のいわゆる賃貸住宅であるアパートがありまして、これらの駐車場用地が不足しているということで、譲受人である〇〇〇さんが、その駐車場用地として取得したいとするものです。この箇所につきましては、この上の農地については水田で水を利用しているわけですが、ここの角地までは水路がなく、水の利用はなく水田としての利用はされていませんでした。東側の道路は市道ではなく、行政区管理の道路で、なかなか道路事情というのはよろしくないわけではありますが、これにつきましては、農地法で判断する部分ではありませんので、そこは問題なく、西側も譲渡人の分筆した農地でありますので、その境界については一定程度のセッバックした中で法面を作りたいということの申請がございますので、周辺の農地に問題はなく、雨水については既存の側溝へ排出するということですので、周辺の農地には支障のないものとして判断いたしました。以上です。

○庄司英喜委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司英喜です。農地法第5条所有権移転 案件No.2について、実情調査並びに現地調査の報告をさせていただきます。去る3月10日午前10時ごろから、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんのそれぞれの代理人であります、〇〇〇行政書士の立ち会いのもとで、渡部信夫委員と私、事務局の小林次長で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。事務局からの説明のあと〇〇〇代理人から現地の状況の説明を受けました。なお、現地は登記簿上では畑と原野と山林が混在する場所でありまして、面積的にはかなり大きいですが、現在は未耕作農地であります。なお、この日も雪のために隣地境界の目印を頼りに調査を行いました。現地は、過去に喜多方市の濁川と押切川の合流計画により発生した土地でありまして、先ほ

どのような状況になっております。なお、〇〇〇行政書士には今後この様に雪が降っている時には、参考のためにグーグルマップで雪のない時の状況を活用した説明をしてほしいというような申し入れをしました。なお、譲受人は申請地を譲り受けまして、住宅の新築等、駐車場や雪捨て場として活用したいとの思いであります。申請地は、近年、区画整理事業が行われ市道にも隣接しており、最適な場所でありまして、この観点から農地の転用、所有権移転に支障ないものと判断しましたので、報告いたします、

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第94号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員。

○小林千代松委員

13番小林です。農地法第5条 案件No.2についてですが、付属資料の4ページの面積ですが、これを見ますと合計は100.1㎡となっておりますが、5ページの総会資料だと362㎡となっておりますが、どちらが正しいのか、伺いたいと思います。

○事務局

只今の質問についてですが、付属資料の4ページの下に記載されているものについては、その目的の用地の合計の一部でございまして、大変中途半端な数字で合計すると合わない形になっているので、申し訳ございません。土地につきましては、議案書にある通り畑が87㎡、併用地であります〇〇〇二丁目〇〇〇番が原野で164㎡、同じく51番が山林で、111㎡、合計で362㎡ということであります。付属資料については、1度資料をスキャナーした時に切れてしまった部分がございまして、紛らわしくなってしまったところでございました。どうぞご審議よろしくお願いいたします。

○議長

小林委員、よろしいですか。

○小林千代松委員

もう1点ございます。5条移転の案件No.3についてですが、議案書の5ページなんです、地番が〇〇〇－〇〇〇となってますが、付属資料では〇〇〇－〇〇〇となっているんですが、どちらが正しいのか伺いたい。

○事務局

付属資料の方が一部記載が間違っておりました。こちらは申請地は、〇〇〇－〇〇〇ということでございますので、訂正してお詫び申し上げます。

○議長

小林委員、よろしいですか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にご意見、ご質問ございませんか。

○議長

はい、庄司委員。

○庄司英喜委員

17番庄司英喜ですが、発言をさせていただきます。なお、先ほど会務報告の中で、3月10日本庁で現地調査4件という記載がありまして、その内の1件が取下げになった件について、これからもこういったことがあるかもしれませんので、要点だけ発言をさせていただきたいと思います。3月10日の10時半ごろから、渡部委員と私、事務局の小林次長で現地調査をしましたが、なお、譲渡人、譲受人については今回取下げになっておりますので、話はしませんが現地につきましては、〇〇〇町〇〇〇のセブンイレブンがありまして、その東側のちょうど交差点のところの案件でした。当然、雪が山の様に積まれておりまして、現地の確認もなかなか出来ない状況ではありましたが、譲受人からの説明では申請地に飲食店を出して、営業をしたいということがありまして、これに伴う用水、排水こういったものに

ついてはどうするか話をしたところ、喜多方市の建設課に相談をしたところ、東側に川が流れているのでそこに流したら良いのではという様な安易な指導だった様であります。ところが、私たちが確認をした所では、その川というのは国とか県の委託を受けて、〇〇〇土地改良区が管理をしている八方から上三の主な所に用水を供給する大きな川で、そこに流すということで、私も土地改良区にも確認しましたが、それは絶対に認められませんということで、今後また同じ様なことがあった場合についても、その辺の用水とか排水の問題、こういったものについても各委員の皆さんも十分に配慮した現地調査をお願いしたいということで、発言をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長

外にご意見、ご質問ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第94号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第95号 農用地利用集積計画について」を議題といた
します。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定50件、所有権移転6件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第95号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山委員

○横山敏光委員

14番横山です。利用権設定の無償というところで少し気になりましたので、熱塩加納とかの賃貸料を見ると〇〇〇円とか〇〇〇円とか心が痛むような話なんです、半在家の無償、案件No.50の無償の高郷の案件、22ページの案件No.46の無償について、最近このような無償という数字が目立つようにはなって来たんですが、この3件はなぜ無償なのかその理由をお聞きしたい。

○事務局

それでは、13ページのNo.17こちらにつきまして、無償となつてございますが、こちらにつきましては荒して置くより使ってもらえればいいということで、無償でも構わないからやってほしいということでの無償での提示でございます。

○議長

横山委員、よろしいですか。

○横山敏光委員

はい、No.17はわかりました。

○事務局

続きまして、案件No.46の〇〇〇の〇〇〇さん、〇〇〇の〇〇〇さんの無償ということですが、〇〇〇さんの方で荒さないでほしいので、無償で構わないので作ってもらいたいという強い要望がありまして、無償となっております。24ページの案件No.50こちらは、〇〇〇さんは市外在住でして、とても耕作出来ないということで、このままだと荒してしまうとい

うことがありまして、同じ地区にお住まいの〇〇〇さんの方に無償で構わないので、お願いしたいということで双方で納得しているということになります。以上です。

○議長

横山委員、よろしいですか。

○横山敏光委員

わかりました。今回だけではなく、これまでも無償という契約が増えて来ているというのは、適正な取引を管理するというかチェックするような農業委員会として、あまり望ましいことではないと思います。今後このような案件については、特別な関心を持って対応するようなことが必要かなと思います。あとですね、所有権移転で〇〇〇の〇〇〇について、疑義があるので少しお話ししたいと思います。この4件は、私が13日立ち会いました。案件No.5の10a当り〇〇〇円、金額が外の同じ〇〇〇の〇〇〇円の数字と比べて、非常に安いということで、結論から言うと持ち帰って集落で話をして来なさいということで、差し戻しをしました。その後持って来たんですが、これは11番小林委員も多分、情報として聞いていると思うんですが、私が立ち会った時は須田推進委員と一緒にした。_____

_____というような話が出てまして、須田委員の方からこれはおかしいということで、取引の価格とバランスの取れた数字にすべきだ、ということで差し戻したという経緯がありました。ですので、これがそのまま何も対応がなしに出て来たということは、遺憾でございましてその辺について事務局で経緯がわかっていれば教えていただきたいと思います。

○横山敏光委員

議長よろしいですか。

○議長

はい、横山委員。

○横山敏光委員

支所の高橋くんは事務局に経緯を説明して、対応を聞いたというふうに

私は理解しているんですが、農業委員が金額についてああだこうだいうものではない、と言われたというような話を私は聞いています。そういったことがあったのかどうか。

○事務局

この件につきましては、今ほど横山委員のおっしゃられた、どこからかの声があって、この値段に決定されたという話は聞いておりませんでした。今回の調整会議につきましては、あくまでも売りたい、買いたいそれぞれの希望の金額であったり、その他の条件等もあろうかと思いますが、その差異を調整する会議というふうに事務局では捉えておりますので、その調整を図っていただくとゆうようなことで、それぞれの税の優遇とかそのようなことが出て来ますので、先ほど言われた農業委員、調整委員が金額を調整するものではないというようなご発言がございました。これにつきましては、先ほど申し上げました、あくまでも調整の役目を行うという観点の意味でございますので、この辺はご理解をいただきたいと思います。

○横山敏光委員

はい、議長

○議長

はい、横山委員。

○横山敏光委員

私は塩川でもこの案件は、〇〇〇地区です。私は〇〇〇地区なので、〇〇〇地区の情報については疎いので、そんなに詳しくはありませんけども、一緒に立ち会った須田委員は下手に易いと贈与税にも関わって来るということで、集落に戻して集落で話し合いをしてバランスの取れた金額にすべきだということで、差し戻した経緯があります。私も一緒に同席しましたので、 というのは、私よりも小林委員の方が詳しいかと思えますけども、そういった部分でこの辺りはこの場で審議するものではないかなと思います。この〇〇〇万円の分は、私も須田委員もハンコは押していません。この部分は集落に戻して、ちゃんと公正、公平な金額にして、適正な審議をして納得のいく数字にして持って

来るのが望ましいかなと思います。

○議長

11番、小林委員。

○小林博行委員

11番小林です。この案件につきましては、〇〇〇地区の農地でありますので、若干関わったので、経過なんです。第1回目の斡旋委員については、今ほど横山委員が言ったように集落の方に返すという連絡を事務局の方から受けました。その後で改めてこの案件No.5につきましては、改めて日取りを取った中で、この1件について斡旋委員会をまた再度開催するので、その時にご協力をお願いします。その様な連絡でした。その後また連絡がありまして、第2回目の斡旋委員は無しになりましたということで、では話が纏まったんだなということで、私は受け取ったんですが、いずれにしても売り手、買い手の中で協議した単価、金額でありますので、双方合意の上でのことで纏まったんだと、そんな印象を受けたしだいあります。以上です。

○議長

ここで、暫時休議といたします。

～ 休 議 ～

○議長

皆さんお集まりになりましたので、再開いたします。

案件No.5について、改めて事務局より報告、説明をお願いいたします。

○事務局

大変時間を要しまして申し訳ございませんでした。

所有権移転の案件No.5、〇〇〇さん、〇〇〇さんの案件につきまして、先ほど横山委員の方から金額についてのご意見等をいただきました。これに関しまして調整会議等で調整を図って来まして、地元との話合いも進めて来たということではございますが、

大変申し訳ございませんでした。

○議長

はい、横山委員それでよろしいでしょうか。

○横山敏光委員

はい、わかりました。

○議長

はい、渡部信夫委員。

○渡部信夫委員

16番渡部です。今ほどの案件ですけども、

問題ありませんか。

○事務局

大変申し訳ございません。

皆さんからご意見をいただいた上で審議をお願いしたい
と思います。

○議長

はい、渡部信夫委員。

○渡部信夫委員

再度質問しますが、私もこの件だけではなく、一連の〇〇〇町〇〇〇地区の案件No.3からNo.6までありまして、No.3とNo.4については、所有権移転を受ける者が同じ方で、10a当りの単価も〇〇〇円と同じで、No.4とNo.5は移転をする方が〇〇〇さんという方が同じで、移転を受ける者が違っているということで、同じ〇〇〇で隣地に近いような農地で、No.4が〇〇〇円で、〇〇〇さんから別の方へ行くと〇〇〇円とバランスが取れていない。それから同じくNo.6はNo.5と移転を受ける者が同じにも関わらず、10aの単価が〇〇〇円と一方では端数が出て、これは合計値が〇〇〇円を先に決めたのかなということが見えて来るんですが、この様な単価の設定の仕方が

同一の地内の隣接する一帯の農地において、こういったことが総会に提案されていること自体が私は異常だというように思います。なので、これに伴う調整会議でどのような意見があつて、こういった総会提出まで至ったのか詳細に説明していただかないと判断が出来ないと思いますので、より詳しい説明を求めます。

○議長

事務局の答弁を求めます。

○事務局

先ほど質問がありました件でございますが、まず、No.3とNo.4で農地を買う方が同一の案件でございますが、こちら外案件もでございますが、事前に所有者の方と買う方の方で金額の方のお話し合いをされて、その上でなお利用調整会議の方を行いまして、委員さんからの意見等などもいただきながら、こういった金額で折り合いが付いたところでございます。No.5の方につきましては、〇〇〇円ということで、外案件の金額より低い金額ではございますが、こちらの農地ですが利用調整会議の際には、所有者の方や買主の方の意見で聞かれましたのは、法面が急で草刈り等の作業が大変であったり、機械がぬかるんで買い取った後でも一部土壌改良等の作業が必要であるということから、金額的にはこの位の金額でということで、ということでお話しを聞いております。No.6の案件につきましても同じ様な内容で、買い手の方と地主の方の方で金額を総額の方に合わせる様な形で協議して決めたといった内容となっております。以上になります。

○議長

はい、渡部信夫委員。

○渡部信夫委員

説明としては、当事者間でそういった様な話し合いがなされて来たという様な全体的なお話しだろうなと思います。審議の中でどなたか発言した時に、金額について農業委員会が口を出すべきではないという意見が聞かれたという話もございましたが、その様な乱暴なやり方をすれば10a当り〇〇〇万になろうが、〇〇〇万になろうが、以上になろうが当事者間で合意

が得たことについては、それはその通りで進めるしかないような判断になってしまう。極端なことを言えばですが、そういったような乱暴な農地の売買とかがないようにということで、我々はそのために機能している職務があるわけですから、こういった形で今いざ出て来た時に我々農業委員、あるいは推進委員が一切の助言なり何なりを無視されて、当事者間で決めたからそれでいいんだ、という様な話をされれば我々の存在意義がなくなるということだと思いますので、私は今回の件については〇〇〇円がだめだということではなく、その辺についてはちゃんと地元の農業委員さん、調整委員、事務局が間に入って、きちっとした皆さんが合意が出来る総会にかけてもそういう事情ならやはりやむを得ない事情だなというふうにわかるような経過を踏んでいただかないと、良くないのではないかと思いますので、今回は取下げではなくても保留にして、早い段階でもう一度関係者が一堂に会して協議されたらどうかと思いますので、私の意見ですけども、皆さん委員のご意見を伺いたいと思います。以上で終わります。

○議長

ありがとうございました。

もう一度、〇〇〇の案件についてご意見、ご質問ございませんか。

○議長

はい、横山委員。

○横山敏光委員

14番横山です。渡部信夫委員が話したことは大変重要でございまして、私も〇〇〇の土地売買の金額の設定の現場には携わっていないので、わかりませんが、どうもやり取りを聞いていると総額が決まって、誰かが総額を決めて、それを面積で割って出したのが10a当りの金額だということです。なので、双方がきちんと話をして決まったということではないというのが私の実感でございまして、バランスの良い数字を出してくださいということで、集落に戻すというのはそういうことなので、この場合はもう一度見直してもう1回出して来るのが当然だろうと思います。以上です。

○議長

横山委員、それはNo.5 に関してのみでよろしいでしょうか。

○横山敏光委員

No.5 だけでいいです。

○議長

はい、渡部信夫委員。

○渡部信夫委員

No.5 に対してはそうなんですけども、関連する地区の部分があって、横山委員もおっしゃる通り、総額の中で云々という話しはそれは定かではない話しではありますが、関連している行政区の中でまちまちな単価で所有権の移転がなされようとしているわけですから、やはり行政区できちっとこういった経過が誰が見ても良く相談してやられたんだなとわかるような形で進んでいただくためには、いったんNo.3 からNo.6 まではやはり同じ結果が出たとしても、やはり一帯的にその4 件についてもう一回しっかりと関連がある地区でもありますので、やられたらどうかなと私は思います。

○議長

今、渡部信夫委員の方からもご指摘がございましたけども、この場でご審議をいただきたいと思います。No.5 のみを保留とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。(挙手7 名)、塩川の案件No.3 からNo.6 まですべてを保留とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。(挙手7 名)または、この案件に対して今月の総会で可決する方は、挙手をお願いいたします。(挙手7 名)

○議長

今月の総会でこのまま可決を求める方で、誰かご意見ございませんか。

○議長

はい、木村富士男委員。

○木村富士男委員

9番木村です。皆さん一緒かどうかはわかりませんが、私個人の考えで言いますと、〇〇〇円という金額がこれだけ見るとおかしかったんですが、

先ほど説明があったように、法面が高いとか、ぬかるとか同じ隣り合っている条件が違っていれば、それは金額に差がつくのはあたりまえだと思いますし、利用調整会議でその辺も全部含めて皆さん納得してハンコが押されて、この議案に載って来ていればそれは私は今回は大丈夫だと思います。

○横山敏光委員

私はハンコは押していません。事務の瑕疵が多過ぎるのでやめましょう。

○議長

はい、齋藤澄子委員。

○齋藤澄子委員

7番齋藤です。今の話をずっと聞いていて、確かに双方で話し合って決めた価格ですからこのまま通すのもいいかもしれませんが、私の個人的な考えとしては、上の2件についてはそれなりに話し合った結果の○○○の地区の金額が出ているのかなと思うので、ほかの2件についてはもう一度審議していただいてもいいのではないかと、2つに分けてもいいのではないかと思いますので、ご意見させていただきます。

○議長

ありがとうございました。改めてNo.3、No.4とNo.5、No.6は分けるということで、ご意見いただきましたけどもNo.3、No.4とNo.5、No.6を分けたほうが良いという方の挙手をお願いいたします。

○議長

はい、小林博行委員。

○小林博行委員

11番小林です。私の意見を述べさせていただきます。この地区は圃場整備を行った地区で、5年ほど前に換地処分になっている地区で、圃場が立派な圃場が出来ておりまして、水稻作付に適してやっているところなんです。先ほど木村委員が言いましたように、No.5もしくはNo.6につきましては、圃場整備で大きな田んぼにした際に段差がありまして、その段差の

中で、畦畔が幅広く取ってありまして、いわゆる畦畔含みのNo.5については2反3畝、No.6については畦畔含みの5反1畝となっていますので、その辺りの作付け反別、法面を考慮した単価の中で総合的に勘案して計算して数字を出したということもあるんじゃないかと思われます。ですから、その辺の事情もあるんじゃないかと思しますので、その中で〇〇〇さんと〇〇〇さんが総合して話し合って決めた数字だと思いますので、それ以上のことはないんじゃないかという私の意見であります。

○議長

はい、渡部信夫委員。

○渡部信夫委員

16番渡部です。いろいろなご意見も十分お話しの内容はわかりました。ただ1点、先ほどから議論があるようにハンを押してないような案件が、総会の載って来ているのだとすれば、そこはもうそもそも事務手続きにおいて瑕疵があるわけであって、その辺の確認はしておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長

はい、事務局お願いします。

○事務局

皆さんからのご指摘通り、一般的に利用調整を行った場合、調整結果報告ということで調整委員の方からそれぞれハンコをいただくこととなっております。今回のNo.5の案件につきましては、一度話し合いを図って、先ほど横山委員さんのおっしゃった差し戻しだとか、そういった手続きも踏まえながら再度話し合いが行われたという経過がございます。その際に結果的にはハンコまではいただいていないということではございますが、両調整委員からのご理解を得られたという解釈のもと手続きを進めてしまったということでございますので、正式にはハンコまでは押していないということでございます。大変申し訳ございません。

○議長

はい、渡部信夫委員。

○渡部信夫委員

なので、調整委員の承認が得られたというのを何をもって担保されて、総会に諮られるまでもって行けるのか。なので、そうしたら再度その手続きが必要ではないのかということをお考え、様々な委員の方の意見もありますし、当事者間で相談されたことを尊重するということも当然あるかと思いますが、ただ、その事務の進め方として今後、瑕疵のあるようなやり方をそのままにしておいたままで、理解が得られたものとして進んで来ましたなどという話で、総会案件として判断をしていいのかということになれば、それは違うだろうなと思いますので、この内容の金額云々は別にしてもやはりそこは保留すべきだと思います。

○議長

それでは、改めまして案件No.5については、保留ということで進めて行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

※（異議なしの声あり）

○議長

外にご意見、ご質問ございませんか。

○議長

はい、庄司委員

○庄司英喜委員

17番庄司です。先ほどの利用権設定の中で無償でという案件No.17それからNo.46とNo.50が無償になっていますが、当然耕作をするにあたっては水利費とか改良区によっては賦課金というような言い方があるかと思いますが、それらの取り扱いについては事務局としてのどちらが今後払うんですかということを確認をされているのか。結局は、自分は頼まれて作っているんだから、水利費なんて払わないというようなことにもなることが多々ありますので、この辺については、この3件どのような状況なのか、また今後どう対応するのか発言をお願いします。

○議長

はい、事務局をお願いします。

○事務局

それではまず13ページのNo.17の案件でございます。

こちらの無償につきましては、貸し手の方が改良区の賦課金は負担するというので、あくまでも農地を貸すことに対しては無償ということでございます。

○庄司英喜委員

そうすると所有者が払うということですか。

借り手の方は、作るけども賦課金などのいろいろな負担があった場合には、所有者の責任で払いますよということですね。

○事務局

はい、その通りでございます。

○庄司英喜委員

はい、わかりました。

○事務局

22ページのNo.46の無償の件についてですが、〇〇〇町〇〇〇の〇〇〇さんと〇〇〇さんの利用権設定となりますが、〇〇〇の土地改良区の賦課金につきましては、貸し手である所有者の方が負担するというので確認しております。また、水利費につきましては借り手の方が負担しますということで、利用権設定の申出書の提出があった際に確認しております。

24ページのNo.50につきましても同様の取り扱いということで受付の際に確認しているところであります。以上です。

○議長

庄司委員よろしいでしょうか。

○庄司英喜委

はい、わかりました。

○議長

外にご意見、ご質問ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第95号については、所有権移転の案件No.5を除く案件につきましては原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号については、所有権移転の案件No.5を除いて原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第96号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積等促進計画の機構借入No.26、No.31、機構貸付No.8、No.11、再転貸No.7を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔機構借入No.26、No.31、機構貸付No.8、No.11、再転貸No.7を除く促進計画（案）145件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第96号の機構借入No.26、No.31、機構貸付No.8、No.11、再転貸No.7を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部信夫委員。

○渡部信夫委員

16番渡部です。最後のページ60ページですが、質問というよりも標記の仕方ですけれども、60ページのNo.3、所有者が市外の方ということで、外

の市外の方についてはだいたい予想出来る住所で表示してあるんですが、いきなり何とかの2丁目と書かれても何処の住所だかわからないので、その辺は事務処理上もう少し丁寧をお願いしたい。ちなみに何処ですか。

○事務局

大変申し訳ございません。外のページは気お付けて県名とか付け加えたんですが、このページは漏れてしまいました。〇〇〇さんの住所につきましては、これから調べさせていただきます。

○議長

渡部委員、よろしいですか。

○渡部信夫委員

べつに何でも必要なところでもないんですが、参考情報としてどの辺の県なのか今後はわかるようにしてください。

○議長

はい、事務局。

○事務局

今後は気お付けて標記するよう注意いたします。申し訳ございません。

○議長

外にご意見、ご質問ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第96号の機構借入No.26、No.31、機構貸付No.8、No.11、再転貸No.7を除く案件について、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号の機構借入No.26、No.31、機構貸付No.8、No.11、再転貸No.7を除く案件については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすること

に決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第96号の機構借入No.26、機構貸付No.8の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、15番 佐藤光伸委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、佐藤光伸委員の退席を求めます。

※（15番 佐藤光伸委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔機構借入No.26、機構貸付No.8の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第96号の機構借入No.26、機構貸付No.8の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第96号の機構借入No.26、機構貸付No.8の案件について、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号の機構借入No.26、機構貸付No.8の案件については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

15番 佐藤光伸委員の着席を求めます。

（15番 佐藤光伸委員着席）

○議長

続きまして、「議案第96号の機構借入No.31、機構貸付No.11、再転貸No.7の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、4番 二瓶崇委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、二瓶崇委員の退席を求めます。

※（4番 二瓶崇委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔機構借入No.31、機構貸付No.11、再転貸No.7の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第96号の機構借入No.31、機構貸付No.11、再転貸No.7の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第96号の機構借入No.31、機構貸付No.11、再転貸No.7の案件について、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号の機構借入No.31、機構貸付No.11、再転貸No.7の案件については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

4番 二瓶崇委員の着席を求めます。

（4番 二瓶崇委員着席）

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第16回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 15 : 43